

死亡届提出後の手続き（おいらせ町）

	内容	手続き場所	使用するもの	期限
1	年金（未支給請求、遺族年金等）	町民課（2番） または(内容により) 八戸年金事務所	年金証書（死亡者）、預金通帳（請求者）、認印、死亡診断書の写し、マイナンバーカード（通知書カード） ※その他の必要書類の様式や書類は町民課で発行します。	5年 で 時効
2	マイナンバーカード（通知書カード）、印鑑登録カードの返納	町民課（2番） 内線252	マイナンバーカード（通知書カード）、印鑑登録カード ※マイナンバーカードに関しては、他の（役場が直接関与しない）手続きで使用する可能性があるため、返納は急ぎません。	-
3	葬祭費（国民健康保険、後期高齢者医療保険の加入者）	町民課（3番） 内線253	預金通帳（喪主）、認印、お知らせ状（火葬・通夜・葬儀の日程表）…作成していない場合は、葬儀を行なったことが分かる書類（領収書等）※その他の必要書類の様式等は町民課で発行します。	2年 で 時効
4	国民健康保険被保険者証（加入者）、後期高齢者医療被保険者証（加入者）の返納	町民課（3番） 内線253	国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証	死 亡 後 す み や か に
5	介護保険被保険者証（加入者）、障害者手帳（保持者）の返納	介護福祉課（7番） 内線724	介護保険被保険者証、障害者手帳 ※介護申請中で認定結果待ちの場合も、窓口で手続きが必要です。	
6	国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の再計算、固定資産税・軽自動車税の名義変更	税務課（1番） 56-4704（課直通）	各税について、税務課の各税担当者へご確認ください。 相続や親族関係が分かる方の手続きが必要です。 （詳細は、別紙「税務課からのお知らせ」をご覧ください）	

※各手続きの際、各課において申請書類がある場合、記入のご協力をよろしくお願いいたします。

おいらせ町役場 TEL 0178-56-2111（町代表） 八戸年金事務所 TEL 0178-44-1742（自動音声案内）